

令和8年度「産業別高齢者雇用推進事業（令和8・9年度実施分）」実施団体募集要項
（再実施団体用）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）では、令和8年度に「産業別高齢者雇用推進事業（令和8・9年度実施分）」を実施する予定です。これに伴い、過去に当該事業を実施してから高齢者雇用安定法の改正を経ないが、再度の事業実施を希望する団体について、以下のとおり募集いたします。

1. 件名

「産業別高齢者雇用推進事業」

2. 委託事業の内容（別添1「産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領」参照）

（1）目的

我が国では急速な高齢化が進む中、中長期的に労働力人口の減少が見込まれ、労働者が社会の支え手として意欲と能力のあるかぎり活躍し続ける「生涯現役社会」の実現が求められています。

令和3年4月1日より施行された改正高年齢者雇用安定法では、各企業に70歳までの就業確保措置を講ずる努力義務を設けており、高年齢者が長年培った能力を十分発揮しながら働き続けるための仕組みづくり（賃金・処遇の見直し、職務再設計、健康・安全対策、定年前の準備支援等）がますます重要となります。

しかしながら、業種毎に労働力人口の高齢化の状況や置かれている経営環境、職務内容、賃金制度、雇用形態などには大きな差異があります。このため、高齢者の就業機会の確保を図るには業種毎に必要な諸条件を検討する必要があることから、本事業により業種別事業主団体の取組を支援しています。

（2）事業内容（別添2「産業別高齢者雇用推進事業の概要」参照）

- ① 高齢者雇用推進に当たっての留意点や好事例等からなる「産業別高齢者雇用推進ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定するための企画・立案を行う産業別高齢者雇用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営を行うこと。（年4回程度）
- ② ガイドライン策定の事業を円滑に行うための高齢者雇用推進担当者を設置すること。
- ③ ガイドライン策定のための各種調査（アンケート、ヒアリング等）を実施し、ガイドラインの策定を行うこと。
- ④ 策定したガイドラインについて、団体の会員企業等に対して啓発広報を行うこと。
- ⑤ 上記①～④の取組みについて、機構との密接な連携の下に行うこと。

（3）委託

- ① 当該委託事業は2年以内で行うものとする。

- ② 団体は、事業開始年度当初に当該事業の「実施計画書」を提出し、その内容に基づき機構と団体の間で委託契約を締結する。
- ③ 機構は、委託契約に基づき委託費（年度毎に1,000万円が上限）を交付する。
- ④ 委託費の交付は団体からの請求に基づき、原則として年度ごとに精算払とするものとする。
ただし、精算払の方法により難いときは各年度半期ごとに概算払とすることができます。

(4) 精算報告

- ① 精算払の場合、団体は、「年度分実施結果報告書」「精算報告書」を各年度の事業が終了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに機構に提出する。
- ② 概算払の場合、団体は、上半期分については、「上半期分実施結果報告書」を当該年度の10月15日までに、年度分（上半期分及び下半期分）については、「年度分実施結果報告書」「精算報告書」を各年度の事業が終了した日から30日以内又は3月15日のいずれか早い日までに機構に提出する。
- ③ 機構は上記①または②により提出された報告書等に基づき、委託費を確定する。
なお、概算払の場合で、確定した額が既に交付した委託費の額を下回っている時には、団体に対して、その差額の返還を求める。

(5) 成果物

- ① 年度毎に、該当年度に実施した事業を取りまとめた事業報告書を提出する。
- ② 最終事業年度（通常2年次目）に産業別高齢者雇用推進ガイドラインを提出する。

3. 応募資格

次のいずれにも該当する団体を対象とします。

- （1）高齢者雇用に理解があり、積極的に推進する団体であること。
- （2）改正高齢者雇用安定法（70歳までの就業機会の確保）に取組む考えがあること。
- （3）全国規模の団体であり、会員企業へのガイドラインの普及効果が期待できること。
- （4）当事業を過去に実施し、その後に高年齢者雇用安定法の改正を経てはいないが高齢者雇用に係る新たな課題があり、再度取組む必要性がある団体。再度の実施に際してはガイドラインの改定、新たな好事例を収集・掲載するとともに、実施団体のニーズに応じて、課題を解決するための「解決型」取組のメニューを実施すること。

新たな課題及び「解決型」取組のメニューの例を、産業別高齢者雇用推進事業実施申込書（別添1「産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領」の様式第1号）の「1. 実施目的等」欄に記載すること。（詳細は別添3「産業別高齢者雇用推進事業（再実施団体）の事業内容」参照）

- （5）本事業に関する委託契約を、当機構との間で、直接、締結等できる団体であること。
- （6）資金の管理、機構からの連絡に対応できる事務局体制が整備されている団体であること。
- （7）委託事業が終了した後においても、会員企業へガイドラインの自主的な普及啓発に取り組むこと。

4. 選定方法等

(1) 実施団体の選定

応募書類を基に、「産業別高齢者雇用推進事業実施団体選定委員会」において機構の定める 基準により審査を行い、評価点の高いものから順に、機構の予算の範囲内で本事業の目的に合致する団体を選定します。(前年度実績：4団体)

(2) 選定基準

- ① 全国規模の団体であり、ガイドラインの普及効果が期待できること。
- ② 応募理由が当事業の目的（上記2. 委託事業の内容（1）目的参照）に照らして妥当であること。
- ③ 業務管理上、機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

5. 契約

(1) 実施期間

令和8年度から2年以内

(2) 契約書

本事業の実施に係る契約は、機構の指定する契約書（別添1「産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領」の別添「〇〇業高齢者雇用推進事業業務委託契約書」）により締結すること。

6. 本要項に係る質問

本要項に係る質問は、次のとおり受付・回答します。

(1) 受付先

下記7（3）に同じ

(2) 受付方法

原則として電子メールにて質問してください。

- ・質問者は団体名、担当者名及び連絡先を記入のうえ、tkjyosa@jeed.go.jp あて送信すること。
- ・件名は「産業別高齢者雇用推進事業応募（再実施団体）に係る質問事項」とすること。

(3) 受付期限

令和8年1月16日（金）17時まで

※上記期限を過ぎてからの質問については、原則受け付けません。

(4) 回答方法

電子メールにて適宜回答いたします。

7. 申請手続等

今回募集するのは令和8年度に事業を開始する団体を対象としたものです。実施を希望する団体は、下記のとおり応募書類を作成し、締切日までにご提出ください。また、提出された応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 応募書類

- ① 産業別高齢者雇用推進事業実施申込書（別添1「産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領」の様式第1号及び別紙）
- ② 団体に係る直近の事業報告書・決算報告書（各1部）
- ③ 団体に所属する会員企業一覧（1部。会員企業の所在地及び会員企業数が記載されているもの。）
- ④ 団体の事務局体制が確認できる書類（団体の組織図、事務局の体制図、本事業を担当する予定の事務局職員の業務分担（事務局責任者、業務担当者、経理担当者等）を記載した資料（任意様式）等）（1部）

※応募書類は、日本語で記載してください。

※応募書類は、本件に関する選定のためのみに用い、機構内で厳重に管理します。

なお、取得した個人情報については、前述の目的以外で利用することはありません。（但し、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

（2）応募締切

令和8年1月27日（火）17時必着

（3）提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

高齢者雇用推進・研究部 産業別雇用推進課 （担当者：島田、岩崎、神原）

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3（障害者職業総合センター内）

TEL：043-297-9530 FAX：043-297-9550

MAIL : tk.jyosa@jeed.go.jp

（4）応募方法

次のいずれかの方法によりご応募ください。

① 電子メール

- ・応募書類はPDF形式とすること。
- ・件名は「産業別高齢者雇用推進事業（再実施団体）に係る応募書類」とすること。
- ・送信時は、団体内の関係者（決裁権者等）に対しCCを用いて同報すること。

② 郵送又は持参

- ・封筒の宛名面には「産業別高齢者雇用推進事業（再実施団体） 応募書類在中」と記載すること。
- ・郵送は、送付の記録が残る方法を用いること。

（5）結果の通知

「産業別高齢者雇用推進事業実施団体選定委員会」の選定結果については、申し込みのあった全ての団体に対して2月末までに文書により通知します。また、当機構のホームページでも公開します。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じることはできませんので、あらかじめご了承願います。

以上